

# 青森県報

第七百十九号

令和六年  
二月二日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則……………(監理課)…一

### 告 示

○喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課)…一

○特定行為業務の登録……………(同)…二

○家畜伝染病の発生……………(畜産課)…二

○洪水浸水想定区域等の公表……………(河川砂防課)…二

○右……………(同)…二

○右……………(同)…三

○右……………(同)…三

○洪水浸水想定区域等の変更の公表……………(同)…三

○右……………(同)…三

○右……………(同)…三

○右……………(同)…四

### 教育委員会

○公印の調製及び廃止……………(職員福利課)…四

### 公安委員会

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警務課)…四

## 規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第二号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

客観的査定要素

建設業法第二十七条の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定める経営事項

審査の項目

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第四十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第

一号の規定により公示する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇二五〇 一八七	令和 六・二 九	社会福祉 法人わか ば会	住所 弘前市大 字城南五 丁目一五 の	事業 名称 特別養護 老人ホー ム山崎	所在地 弘前市大 字山崎三 丁目六の 六	業務開始 年月日 令和 六・二 一	備考 介護老人 福祉施設
-------------	----------------	--------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--------------------

青森県告示第四十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇二〇一 三四三	令和 六・二 九	社会福祉 法人わか ば会	住所 弘前市大 字城南五 丁目一五 の	事業 名称 特別養護 老人ホー ム山崎	所在地 弘前市大 字山崎三 丁目六の 六	業務開始 年月日 令和 六・二 一	備考 介護老人 福祉施設
-------------	----------------	--------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--------------------

青森県告示第四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患者、疑似 患者の別	頭数	発生 の場所 又は区域	発 生 日 月 日
ヨーネ病	牛	患者	一	十和田市	令和 六・二 六

青森県告示第五十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号から第三号までに掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

浅虫川水系浅虫川

青森県告示第五十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号から第三号までに掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

岩木川水系遠部沢  
岩木川水系津刈川

青森県告示第五十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号から第三号までに掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

岩木川水系飯詰川  
小泊川水系小泊川

青森県告示第五十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号から第三号までに掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

川内川水系川内川

青森県告示第五十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

堤川水系堤川

青森県告示第五十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

岩木川水系平川

青森県告示第五十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

新井田川水系新井田川

青森県告示第五十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により行った次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定について、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を変更したので、同法第十四条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

野辺地川水系野辺地川

### 教育委員会

青森県教育委員会告示第一号

令和六年二月一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、同日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

令和六年二月二日

青森県教育委員会

廃止した公印の名称及び印影

青森県立青森第一  
高等養護学校長印



調製した公印の名称及び印影

青森県立青森第一  
高等養護学校長印



### 公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 及び位置	別表第一（第二条関係） 及び位置	別表第一（第二条関係） 及び位置	別表第一（第二条関係） 及び位置
所轄 名称	所轄 名称	所轄 名称	所轄 名称
位置	位置	位置	位置

この規則は、令和六年二月五日から施行する。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔略〕	署	弘前警察署	〔略〕	署	弘前警察署
		交番	弘前駅前交番	〔略〕	交番	弘前駅前交番
		中央交番	弘前市大字元寺町		中央交番	弘前市大字元寺町
		一番地五	弘前市大字元寺町一番地五		一番地五	弘前市大字元寺町一番地五
		榊形交番	弘前市大字中野一丁目一番地一		榊形交番	弘前市大字中野一丁目一番地一
		城東交番	弘前市大字城東中		城東交番	弘前市大字城東中
		南交番	弘前市大字泉野二		南交番	弘前市大字泉野二
		丁目一番地四	弘前市大字泉野二丁目一番地四		丁目一番地四	弘前市大字泉野二丁目一番地四
		板柳交番	北津軽郡板柳町大字辻字福岡六十七番地二十五		板柳交番	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川十五番地五十
		〔同上〕	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭